

## 議案第33号

渋谷区地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月3日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

渋谷区地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成27年渋谷  
区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改め、「（  
平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条  
を加える。

（基本方針）

第3条 地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施するこ  
とにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対  
象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な  
援助等を利用できるように導き、利用者が可能な限り、住み慣れた地域において自  
立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規  
則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに規定する地域包括  
支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営  
を確保しなければならない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (説明)

地域包括支援センターにおける包括的支援事業の基本方針の追加等を行うため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。